

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	紀北町
作成 第 回変更	令和4年12月23日 令和 年 月 日

紀北町鳥獣被害防止計画

被害防止計画添付資料一覧

該当資料に○を記入する

チェック欄	資 料 名	資料番号
○	集落代表者アンケート結果報告書(R3年度)	1
	野生鳥獣による農作物の被害状況調査報告書(R 年度)	
	森林被害状況調査報告書	
	カワウ等による漁業被害状況調査票	
○	市町版獣害情報マップ(被害現状)	2
○	市町版獣害情報マップ(捕獲重点エリア記入)	3
○	(様式第1号参考様式)侵入防止柵整備実績内訳	4
○	侵入防止柵整備実績位置図	5
○	(様式第1号参考様式)緩衝帯の設置実績内訳	6
○	緩衝帯設置実績位置図	7
	(様式第1号別添2) 捕獲機材の導入計画	
	(様式第1号別添3) 捕獲体制の整備計画	
	(様式第1号別添4) 侵入防止柵の整備計画	
	侵入防止柵整備計画位置図	
	(様式第1号別添5) 緩衝帯の設置計画	
	緩衝帯設置計画位置図	
	集落ぐるみの取組一覧	
	その他()	
※添付資料には資料番号とインデックスをつけること		

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、カワウ
計画期間	令和 5 年度 ～ 令和 7 年度
対象地域	紀北町一円

※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種（以下「対象鳥獣」という。）を記入する

※ 計画期間は3年程度とする

※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状（令和 3 年度）

①農業被害の現状

対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	16	1,416	275	☒ 稲 ☐ 麦類 ☐ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☒ 野菜 ☐ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
イノシシ	20	1,656	338	☒ 稲 ☐ 麦類 ☐ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☒ 野菜 ☒ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
ニホンザル	12	1,747	318	☐ 稲 ☐ 麦類 ☐ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☒ 野菜 ☐ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()

②林業被害の現状

対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	ヒノキ(苗)		
ニホンジカ	ヒノキ(人)	630	3,875

③水産業被害の現状(カワウ)

備考

被害量(kg)	被害金額(千円)
1,350	4,050

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	紀北町内全域における農作物被害については、以前は夜間、人家周辺に出没し、家庭菜園に被害を及ぼしていたが、近年は昼間でも出没するようになり、昼夜問わず被害が発生している。 特に、水稻の時期になると新芽の食害が増加する。
イノシシ	国の補助事業で紀北町内に設置した大規模柵を損壊させ、田畑に侵入する事例が近年多数発生しており、農作物の食害となり、営農意欲の低下に繋がっている。特に近年では、人家付近での食害や市街地での出没等の生活被害も増加している。
ニホンザル	以前より柑橘類や家庭菜園の野菜などの食害が多数あったが、近年では人家や通学路、学校周辺にも出没しており、人的被害も懸念される。
カワウ	アユの食害の報告や、フン害による環境汚染が懸念されている。紀北町の沿岸部の一部は鳥獣保護区域のため、積極的な駆除対策は取れないが、過去には保護区域内においても環境省による生態調査や個体調整を行っていた。現在においては、一定の効果が得られたため令和元年度からはモニタリングを実施し経過観察中。

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 7 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	14	1,275	248
イノシシ	18	1,491	305
ニホンザル	10	1,573	287

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	ヒノキ(苗)		
ニホンジカ	ヒノキ(人)	567	3,487

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)
1,215	3,645

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方

ニホンジカ	平成23年度より国の補助事業において整備した、町内一円の大規模柵付近を中心に加害個体の捕獲を促進することで、被害の1割軽減を図る。
イノシシ	平成23年度より国の補助事業において整備した、町内一円の大規模柵付近を中心に加害個体の捕獲を促進することで、被害の1割軽減を図る。
ニホンザル	サルの捕獲については、檻による捕獲が困難なため、銃器による捕獲を促進することで、被害の1割軽減を図る。
カワウ	内水面漁協が銃による駆除及び糸張りによる追払いを実施しているほか、環境省による生態調査及び個体調整により被害が軽減しているため、現在においては令和元年度以降はモニタリングを実施し経過観察中である。こららの取組により、被害の1割軽減を図る。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種 類	対策の有無	種 類	対策の有無	種 類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入		侵入防止柵の設置	
緩衝帯の設置	○	追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	
その他()					

※ 直近3か年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名 称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	2012年2月29日	1	4	住民への獣害対策に係る広報・啓発・助言。農村見守り支援員による集落の見守りと猟友会との連携により、被害防止に有効な捕獲に繋げる
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日			
課 題	有害鳥獣の捕獲は猟友会中心で行っており、集落ぐるみでの捕獲体制は整っていないことが課題である。			

※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する

※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する

※ 活動内容には隊名を記入する

※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する

※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くくりわな		大型捕獲檻(ニホンザル)	
捕獲檻(イノシシ)		ドロップネット		ICT機器(ホカクラウド)	
捕獲檻(兼用)	20	囲いわな(兼用)	2	ICT機器()	
捕獲檻(ニホンザル)	6	囲いわな(ニホンザル)		その他()	
小動物用捕獲檻	16	大型捕獲檻(兼用)		その他()	
課 題	大型の捕獲檻は重量があり、場所により設置が困難な場合も多々あるほか、高齢化が進む猟友会においては負担となることが多い。 平成30年度に整備した囲いわなを有効に活用し、一度に多数のイノシシ、ニホンジカの捕獲を図りたい。近年、市街地にもニホンザルが頻繁に出没している。従来までの捕獲方法では捕獲効率が低下していることから、ニホンザルの効率的な捕獲をはかりたい。				

※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する

※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課 題
WM柵	69,511	町内において、国事業による大規模柵を整備した。しかし、イノシシなどにより柵の破損が頻繁に発生する。柵は農業者が補修しているが、破損個所が多く、補修が追いつかない状態となっている。そのため、効果的な柵の補修や強化についての検証が必要である。一方で加害個体の有効な捕獲や緩衝帯の設置、放任果樹の伐採をいかに取り組むかが課題である。
金網柵		
電気柵		
複合柵(WM柵＋電気柵)		
複合柵(金網柵＋電気柵)		
その他()		

※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する

※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する

※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m ²)	課 題
5000m ²	緩衝帯設置のため草刈り等を実施しているが、継続的管理のための体制の整備が必要である。

※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する

※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
現在、農村見守り支援員や、猟友会、実施体による追い払いのほか、一部の集落では集落ぐるみの追い払いが行われているが、今後は、被害が深刻な地域の住民に獣害対策の理解を深めつつ、地域一体の追い払い活動をいかに取り組むかが課題である。

⑦放任果樹の除去の実施と課題
集落に対し、放任果樹除去の徹底について、いかに手法を確立するかが課題である。

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
猟友会との連携による加害個体の捕獲のほか、実施隊による集落の見回りを行い、被害の原因を探り指導している。被害が発生してから対応では後手に回るため、被害が甚大と想定される農地については、被害発生前からの対策を実施し、被害を未然に防ぎたい。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課 題
2	被害が甚大な集落では年1回集落内農業者による集落ぐるみの追い払いが行われている。町内の2集落において、獣害意見交換会を実施し、被害を受けやすい箇所や、積極的に捕獲活動を実施すべき箇所などを検討している。他の被害地区においても実施し、獣害対策を推進したい。

※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査（単位：群）			
電波発信機装着数	令和 年度	令和 年度	令和 年度

※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和 年度)	
群名	推定生息頭数
〇〇A	
〇〇B	
〇〇C	

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪その他被害防止対策の活動実績と課題
被害が多い地域について、猟友会による捕獲や、実施隊による見守りを実施し、被害の低減を図っている。地元猟友会の高齢化が進むなか、今後は後継者となる若手の狩猟免許取得者の確保が課題である。

(5) 今後の取組方針								
今後取り組む被害防止対策								
種 類	対策の有無	優先順位	種 類	対策の有無	優先順位	種 類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	2	捕獲機材の導入	○	7	侵入防止柵の設置	○	6
緩衝帯の設置	○	8	追い上げ(追い払い)活動	○	5	放任果樹の除去	○	9
被害防止技術・知識の普及	○	3	集落ぐるみの取組の推進	○	4	ニホンザルの遊動域調査	○	1
その他()								

- ※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)
- ※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3・・・)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制（令和 5 年度）

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	市町職員	紀北町鳥獣被害防止対策協議会が所有する捕獲檻を活用して被害発生地域に対し、早急に対応できる体制を整備している。 平成30年度に整備した囲いわな2基を活用し、猟友会と連携のうえ、イノシシやニホンジカの多数捕獲を図る。 猟友会員から2名の推薦を受け、農村見守り支援員として町で雇用し、実施隊員として集落の見回りや追い払い、被害状況の把握や捕獲を実施している。	
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無	猟友会に補助金を交付し、有害鳥獣の捕獲及び追い払い等に協力を依頼している。同時に捕獲圧上昇のため、報奨金制度を拡大のうえ実施している。 猟友会に補助金を交付し、猟友会員から1名を獣害パトロール員として、果樹園(柑橘)を中心としたニホンザル追いを実施している。
		○	
		委託の有無	
その他		委託の有無	

- ※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2)その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	アナグマ ハクビシン	アナグマやハクビシンなど、民家周辺での家庭菜園の被害が増加しているため、猟友会に依頼して要望のあった民家での捕獲を実施する。
6	アナグマ ハクビシン	アナグマやハクビシンなど、民家周辺での家庭菜園の被害が増加しているため、猟友会に依頼して要望のあった民家での捕獲を実施する。
7	アナグマ ハクビシン	アナグマやハクビシンなど、民家周辺での家庭菜園の被害が増加しているため、猟友会に依頼して要望のあった民家での捕獲を実施している。

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3)対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名 称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		令和 年 月 日	ニホンザル
特定外来生物防除実施計画		令和 年 月 日	
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

近年の有害鳥獣の被害としては、農地のみならず住宅地域にまで野生獣が出没し、被害が発生している。したがって適正な生息数を目指した捕獲目標を設定するとともに、被害対策実施隊及び農村見守り支援員からの被害情報をもとにした農地周辺での捕獲により、被害の軽減を図る。特にイノシシについては農地などに甚大な被害をもたらすため、今後捕獲頭数の増加を図りたい。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	440	450	460
イノシシ	400	410	420
ニホンザル	60	60	60

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル			

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	410	414	640	411	650	504
	狩猟		169		150		163
イノシシ	有害	230	391	440	393	460	112
	狩猟		210		49		51
ニホンザル	有害	60	42	60	56	60	56
	個体数調整 狩猟	—	—	—	—	—	—
合 計	有害	700	847	1140	860	1170	672
	狩猟	—	379	—	199	—	214
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	101.0%		64.2%		77.5%	
	イノシシ	170.0%		89.3%		24.3%	
	ニホンザル	70.0%		93.3%		93.3%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	紀北町赤羽地区一帯、紀北町中里地区農地
捕獲予定時期	6月、7月、8月、9月
捕獲の取組内容	猟友会に依頼し、被害の多い赤羽地区及び中里地区にて重点的に捕獲を実施する。

※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する

※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる

※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性		捕獲手段	
捕獲予定時期		捕獲予定場所	

※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第3項)

※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	実施予定なし	要望があれば実施予定	要望があれば実施予定

- ※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する
- ※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

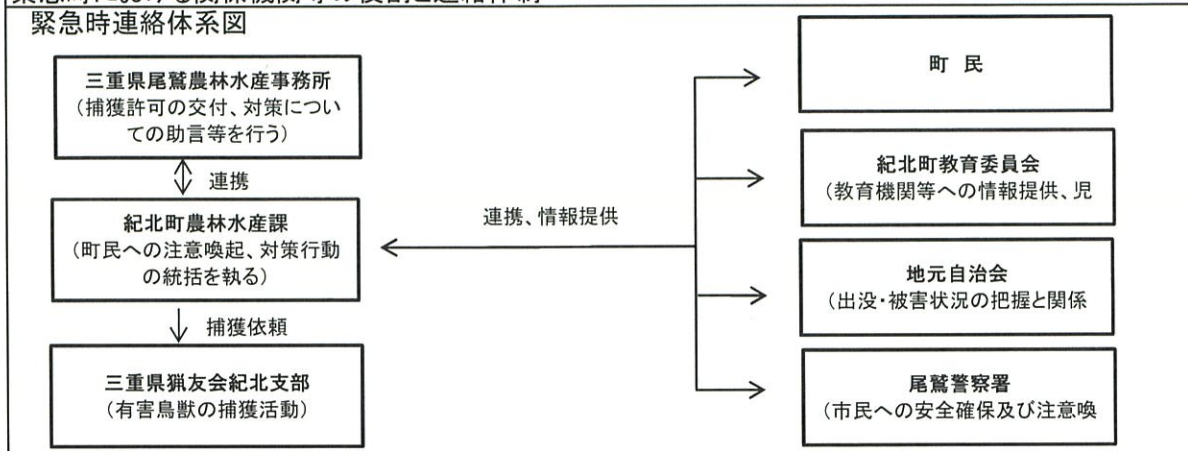
(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	被害防止の技術や知識を普及するため、三重県と共に被害の大きい地区に対し研修会を開催し、集落ぐるみでの対応策を検討する。ニホンザルの対策のため、群れの遊動域及び頭数の調査を実施する。
令和6年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	被害軽減のため、有害鳥獣を誘因する放任果樹の対策を検討する。ニホンザルの対策のため、前年度の調査結果を基に大型捕獲檻等での捕獲を実施する。また、追い払いについても地域へ普及していくように実施する。
令和7年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	獣害防護柵の効果を上げるため、柵周辺に自力施行した緩衝帯を設置し、実施隊と農村見守り支援員、地域住民が共同で草刈りを実施していく。ニホンザルの対策のため、捕獲の継続及び追い払い普及を継続して実施する。

- ※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する
- ※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時における関係機関等の役割と連絡体制



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	紀北町鳥獣害防止対策協議会	設置年月日	平成21年3月3日設置
構成機関の名称	役 割		
紀北町農林水産課	鳥獣害防止対策協議会の事務運営、各種機関の連絡調整、有害鳥獣に係る情報提供を行う。また、各地区の出没・被害状況の情報提供を行う。		
三重県猟友会紀北支部	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う		
紀北町農業委員会	各地区の被害状況等の把握各地区の意見の集約を行う		
森林組合おわせ	森林における被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う		
三重外湾漁業協同組合	漁業被害に関する情報提供、助言及び指導を行う		
古里区	柑橘類に関する情報提供、助言及び指導を行う		
道瀬区	鳥獣の理解、情報提供、追払いの指導、実践、自衛策の指導、組織化を行う		
伊勢農業協同組合	被害軽減のための各種活動、鳥獣被害防止に関する助言を行う		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役 割
三重県中央・紀州地域農業改良普及センター	事業実施に当たって専門知識、捕獲体制に対する助言を行う
三重県尾鷲農林水産事務所	事業実施に当たって専門知識、捕獲体制に対する助言を行う
尾鷲警察署	銃器取扱いに関する指導を行う
地元自治会	民家付近での被害状況の把握、各自治会の意見の集約し情報提供を行うとともに、住民への獣害対策知識の啓発活動への協力を行う

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する

※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 4 年度)

設置年月日	平成24年2月29日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、イタチ、アナグマ、ハクビシン					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	4	1	2	0	2	
民間隊員						
計	4	1	2	0	2	
うち対象鳥獣捕獲員	4	1	2	0	2	
活動内容	☒ 捕獲活動	☒ 追い払い	☐ 侵入防止柵の設置	☒ 緩衝帯の設置	☐ 放任果樹・農作物残渣の除去	
	☒ 生息調査・被害調査	☒ 技術指導	☒ 広報・啓発	☐ その他()		
活動方針	☐ 捕獲活動	☐ 追い払い	☐ 侵入防止柵の設置	☐ 緩衝帯の設置	☒ 放任果樹・農作物残渣の除去	
	☐ 生息調査・被害調査	☐ 技術指導	☐ 広報・啓発	☐ その他()		

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域ぐるみで鳥獣被害対策を進めるため、現地研修会を随時開催するとともに、地域全体での追い払い活動の推進や、放任果樹の除去を推進していく。
--

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	☒ 埋設処理 ☒ 焼却処理 ☐ 学術研究利用 ☐ 利活用(ジビエ等) ☐ その他()			
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)	
	動物用焼却炉	紀北町三浦地区	16	
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無	
処理加工施設の整備計画	計画の有無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
課題				

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲等をした鳥獣の食品としての利活用をしていきたいとの申出者がいないため、現状では市場への流通がなされていないが、町としては利活用の推進を図っていることから、申出者があった場合は、協力体制を構築していく。
ペットフード	町内に鹿肉を利用したドッグフード作りに取り組んでいる方がおり、今後事業等を利用した規模拡大等の相談があった際には、協力体制を構築していく。
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

--

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民に獣害に対しての理解を深め、地域が一体となった獣害から地域を守る体制づくりを推進していく。また、新たな担い手となる狩猟免許取得者の推進と捕獲した鳥獣の利活用を推進をしていくために、PR活動を実施していく。
--

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する